

平成31年度予算の編成状況（新規事業）についての意見と意見に対する市の考え方

- ・実施期間：平成30年12月12日から平成31年1月11日まで
- ・意見提出者数・意見総数：1名、1件

整理 番号	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	106（現：107）：緊急浸水対策事業（治水課）	
	<p>意見</p> <p>平成31年度新規事業の一覧表の整理番号106の緊急浸水対策事業は20年以上遅れている栄、泉地区の水害解消方法を選択するためのデータを入手するための予算である。これ以上の水害解消遅延を招くB判定は容認できない。予算査定ランクはAとして予算要求額の5,200千円全額で採択されるべきである。</p> <p>理由</p> <p>現在、水害常襲地域である栄地区、泉地区の対策が20年以上に着手できないでおり、水害解消の見込みが立っておらず、この予算の繰り延べでますます水害解消が遅延する行政執行となっている。</p> <p>この地区の水害解消のためには、泉地区の900ミリメートル雨水管の改修による方法以外に、栄地区の雨水を泉地区の雨水管に合流させることをやめて、栄地区内に天王台幹線排水路に直接排水する函渠の新設を行う分流方式、県道船橋取手下に調整池を新設する対策などがある。この新方式にした場合は天王台地区の雨水を柴崎排水区へ切り替える工事が完了することを待たずに栄、泉地区の水害対策を早期に着手でき、20年以上も待たされている水害の解消を実現できる。そのための最初の一步を踏み出すための基礎調査の予算をどうして翌年に再検討すると判定することができたのだろうか。水害対策の遅れを真摯に反省して予算査定の間違いを正すのが行政の責任に他ならない。</p>	<p>これまで、市では、床上浸水が多数発生している布佐排水区、関東排水区、柴崎排水区、久寺家地区、天王台地区、若松地区の6地区において、優先的に水害対策を進めてきました。30年度までに久寺家地区と関東排水区の2地区は完了しました。</p> <p>しかし、残りの4地区については完了していないため、早期完了を目指し、優先的に進めていくことから、新たな水害対策地区の事業は、第9期実施計画（2018～2020年度）に位置付けていません。</p> <p>ご意見をいただいた栄地区については、雨水排水施設の現況を把握するための基礎調査を行い、浸水被害軽減の基本設計につなげることは重要であると認識しています。</p> <p>しかし、子の神排水区と同様に、床上浸水の被害件数の少ない地区については、現在進めている床上浸水が多数発生している4地区の進捗状況を踏まえながら、適切な時期に事業採択をしていきたいと考えています。</p> <p>なお、本格的な工事に着手できない箇所については、暫定的な排水施設の整備や横断側溝の整備、側溝蓋のグレーチング化などの緊急浸水対策を実施し、局所的な排水不良などの改善を行っていきます。</p>